

令和4年度

玉野市社会福祉協議会の事業紹介

～ みんなで参加 みんなでつくる 支え合いのまち玉野 ～



社会福祉法人 玉野市社会福祉協議会

住 所：〒706-0001 玉野市田井五丁目2番1号

電 話：(0863) 31-5601

F A X：(0863) 31-5638

e-mail：info@tamano-shakyou.or.jp

U R L：http://www.tamano-shakyou.or.jp/

目次

玉野市社会福祉協議会の概要	1
玉野市社会福祉協議会 組織図・事業体系	4
玉野市社会福祉協議会が事務局をもつ関係団体一覧	4
玉野市社会福祉協議会の財源	4
＜総合福祉課＞	
地域福祉活動推進計画	5
地区社会福祉協議会	6
ボランティア	7
常設型災害ボランティアセンター	8
赤い羽根共同募金	9
生活支援体制整備事業	9
高齢者ふれあい・いきいきサロン	10
貸付事業	10
総合相談	11
移送サービス	11
福祉車両貸出	12
福祉用具貸出(貸出・リサイクル)	12
日常生活自立支援事業、法人後見(成年後見制度)	13
放課後児童クラブ	14
玉野市児童館	15
子育てファミリー・サポート・センター	15
障害者地域活動支援センターしらさ工房	16
＜介護保険事業課＞	
居宅介護支援事業所	17
玉野ホームヘルプステーション社協	17
地域包括支援センター(愛称:いきいきセンター)	18
わがまち福祉相談会	21
生きがいデイサービス	22
いき・いき交流デイサービス	23
＜総務課＞	
玉野総合福祉センター	24
玉野市の高齢化の状況	25
案内図	26

※各事業の説明にある年末年始の期間は12月29日～1月3日です。

※新型コロナウイルス感染者の状況により中止・変更等、記載内容と異なる場合があります。

基本理念

「誰もが自分らしく安心して
暮らすことができる
やさしさとぬくもりのある
福祉によるまちづくり」
の実現をめざす

玉野市社会福祉協議会の概要

- ◇名 称 社会福祉法人 玉野市社会福祉協議会
- ◇所 在 地 〒706-0001 玉野市田井五丁目2番1号（玉野総合福祉センター内）
TEL. (0863) 31-5601 FAX. (0863) 31-5638
- ◇設 立 昭和26年3月1日（昭和40年8月30日 社会福祉法人認可）
- ◇目的・役割 玉野市における社会福祉事業の効率的運営と組織的活動を促進し、地域の社会福祉の増進を図ることを目的として設置されており、社会福祉法第109条に規定する「調査、総合的企画、連絡・調整、助成、普及・宣伝、人材開発・研修、事業の企画・実施など」を、地域住民、関係諸団体・諸機関等の協力を得ながら推進します。

◇主要事業の経過

昭和26年3月1日	玉野市社会福祉協会設立（玉野市役所内）
27年3月1日	福祉資金貸付制度、緊急援護制度を設置
29年4月1日	児童更生施設「後閑保育園」を設置（平成11年3月閉鎖）
30年4月1日	県世帯更生資金貸付業務開始
33年9月3日	財団法人 玉野市社会福祉協会設立
34年4月4日	宿所提供施設「和田寮」14戸を設置（平成11年3月閉鎖）
35年4月1日	玉野心配ごと相談所開設
40年8月30日	社会福祉法人 玉野市社会福祉協議会設立（宇野二丁目16番26号）
45年4月1日	児童健全育成事業「放課後児童クラブ」受託開始 ・ 第二日比小学校（昭和41年設置） ・ 宇野小学校（昭和42年設置） ・ 田井小学校（昭和43年設置）
48年10月1日	障害児通園事業（わかえの園）受託（平成29年3月閉鎖）
53年	玉原小学校放課後児童クラブ開設
56年8月1日	玉野高齢者無料職業紹介所開設（平成12年3月閉鎖）

58 年 4 月 1 日	心身障害者地域福祉作業所「玉授産所」受託 (福祉作業所しらす工房に改称、平成 19 年 4 月 1 日 玉野市障害者地域活動支援センターしらす工房に再改称)
58 年	荘内小学校放課後児童クラブ開設
60 年 4 月 1 日	玉野高齢者能力開発情報センター開設 (平成 12 年 3 月 閉鎖)
62 年	日比小学校放課後児童クラブ開設
63 年 3 月 1 日	玉野デイサービスセンター開設 (平成 12 年 4 月 認可、令和元年 6 月 30 日休止、令和 2 年 3 月 閉鎖)
63 年 4 月 1 日	ホームヘルパー派遣事業開始 (平成 12 年 4 月 認可)
平成元年 10 月 1 日	玉野市高齢者サービス相談センター介護派遣事業開始
3 年 8 月 1 日	玉野福祉人材バンク設立 (平成 12 年 3 月 閉鎖)
6 年 4 月 1 日	八浜小学校放課後児童クラブ開設
9 年 1 月 13 日	西北地域デイサービスセンター運営開始 (平成 12 年 4 月 認可、平成 19 年 8 月 1 日 荘内デイサービスセンターに改称、平成 24 年 3 月 閉鎖)
9 年 4 月 1 日	事務所所在地を玉野市田井五丁目 22 番 1 号へ移転
同	玉野総合福祉センター管理運営受託
10 年 4 月 1 日	ふれあいのまちづくり事業開始 (玉野市補助)
11 年 10 月 1 日	居宅介護支援事業所認可
12 年 4 月 1 日	在宅福祉サービス相談センター開設
同	築港小学校放課後児童クラブ開設
12 年 10 月 1 日	ミニデイサロンしおさい受託運営開始
13 年 4 月 1 日	大崎小学校放課後児童クラブ開設
同	介護ファミリー・サポート・センター受託運営開始 (平成 18 年 3 月 閉鎖)
13 年 7 月 27 日	後閑小学校放課後児童クラブ開設
13 年 10 月 1 日	精神障害者地域生活支援センターこころの里受託運営開始 (平成 19 年 3 月 受託終了)
14 年 2 月 1 日	ミニデイサロンみなと受託運営開始
14 年 4 月 1 日	胸上小学校放課後児童クラブ開設
同	子育てファミリー・サポート・センター受託運営開始
14 年 7 月 1 日	玉野市児童館受託運営開始
15 年 1 月 11 日	ミニデイサロンしらすな受託運営開始
17 年 7 月 1 日	玉小学校放課後児童クラブ開設
18 年 4 月 1 日	地域包括支援センター開設 (包括的支援事業受託開始、平成 20 年 5 月 1 日 公募により愛称「いきいきセンター」に決定)
19 年 3 月 1 日	玉野総合福祉センターを老人福祉センター(B型)として届出
19 年 4 月 1 日	玉野市勤労青少年ホーム受託運営開始 (平成 28 年 3 月受託終了、平成 28 年 4 月「ティエラ」として社協単独運営開始、令和 4 年 3 月 31 日閉館)
19 年 6 月 4 日	山田小学校放課後児童クラブ開設

19 年 6 月 18 日	玉野総合福祉センターを無償譲渡(寄附)される
20 年 4 月 1 日	福祉サービス利用援助事業(日常生活自立支援事業)開始
21 年 4 月 1 日	玉野市障害者コミュニケーション支援事業受託開始 (平成 27 年 3 月 受託終了)
同	高齢者ふれあい・いきいきサロン活動助成事業受託開始
23 年 3 月 15 日	地域福祉活動計画(1 次計画)策定
23 年 5 月 13 日	東児地区社会福祉協議会設立
23 年 6 月 28 日	和田地区社会福祉協議会設立
24 年 4 月 1 日	鉾立小学校放課後児童クラブ開設
24 年 7 月 1 日	ボランティアセンター(すこやかセンター内)に事務所を設置 (令和元年 11 月 事務所を福祉センターに移設)
25 年 7 月 1 日	いき・いき交流デイサービス事業受託開始
同	玉野市障害者就労相談支援事業受託開始(令和 3 年 3 月受託終了)
26 年 4 月 1 日	常設型災害ボランティアセンター設置(すこやかセンター内、平成 28 年 4 月 所管を総合福祉課(福祉センター内)へ移設)
28 年 4 月 1 日	生活支援体制整備事業受託開始
28 年 4 月 7 日	成年後見事業開始
28 年 11 月 18 日	磐田市社会福祉協議会(静岡県)と災害時相互応援協定締結
29 年 3 月 31 日	地域福祉活動推進計画(2 次計画)策定
29 年 9 月 26 日	玉原地区社会福祉協議会設立
令和元年 6 月 11 日	日比地区社会福祉協議会設立
元年 8 月 31 日	荘内地区社会福祉協議会設立

社会福祉協議会は公共性の高い“民間団体”です。社会福祉協議会は略して“社協(しゃきょう)”と呼びます。

玉野市社会福祉協議会 組織図・事業体系

事務局	理事(10名) 監事(2名) 評議員(16名) 評議員選任・解任委員(5名(外部委員3名))			
所管(場所)	事業			
総務課(福祉センター)	○玉野総合福祉センター	○社協会費		
総合福祉課(福祉センター)	○地域福祉活動推進計画 ○ボランティア ○赤い羽根共同募金 ○生活支援体制整備 ○貸付 ○移送サービス ○福祉用具貸出(貸出・リサイクル) ○日常生活自立支援 ○放課後児童クラブ	○地区社会福祉協議会の支援 ○常設型災害ボランティアセンター ○歳末たすけあい運動 ○高齢者ふれあい・いきいきサロン ○総合相談 ○福祉車両貸出 ○法人後見(成年後見制度)		
(レクレセンター)	○玉野市児童館	○子育てファミリー・サポート・センター		
(すこやかセンター)	○しらさ工房			
介護保険事業課(福祉センター)	○居宅介護支援 ○玉野ホームヘルプステーション社協 ○障害者ホームヘルプサービス ○生きがいデイサービス	○いき・いき交流デイサービス		
(地域包括支援センター)	○包括的支援 ○わがまち福祉相談会	○介護予防支援		

玉野市社会福祉協議会が事務局をもつ関係団体一覧

団 体	所管(場所)	電 話
玉野市民生委員児童委員協議会	総合福祉課(福祉センター)	31-5601
玉野市赤十字奉仕団	総合福祉課(福祉センター)	31-5601
玉野市ボランティア連絡協議会	総合福祉課(福祉センター)	31-5601
岡山県介護支援専門員協会玉野支部	介護保険事業課(包括支援センター)	33-6600

玉野市社会福祉協議会の財源

社協会員による会費	皆様からお寄せいただく会費です。社協の運営する事業にご理解をいただいた、個人、法人、福祉施設・団体などをお願いしています。 普通会員 1口 300円以上 特別会員 1口 1,000円以上 賛助会員 1口 1,000円以下 使途は毎年度協議して、地域福祉活動を中心に、必要な事業に配分しています。
寄附金	皆様からの寄附金(香典返し、その他の寄附金等)です。地域福祉活動等に活用しています。
共同募金配分金	戸別募金や法人募金の他、街頭・職域・学校募金などがあり、地域福祉・在宅福祉・ボランティア活動等の事業に配分しています。
介護保険事業等の収入	介護保険事業(居宅介護支援・訪問介護)の収益の一部を、社会福祉活動資金として活用しています。
市等の補助金委託金等	人件費や事業費の一部に公費の助成を得ながら運営しています。民間色を生かし、地域福祉の活性を目標に事業運営にあたっています。

「地域福祉活動推進計画」は、市の「地域福祉計画」と、社協の「地域福祉活動計画」を一体的な計画として策定した計画です。支援を必要とする人もそうでない人も、誰もが役割を持ち、同じ社会の一員としてお互いに認め合い、支え合いながら自分らしく活躍できる社会を築くために地域共生社会の実現を目指します。

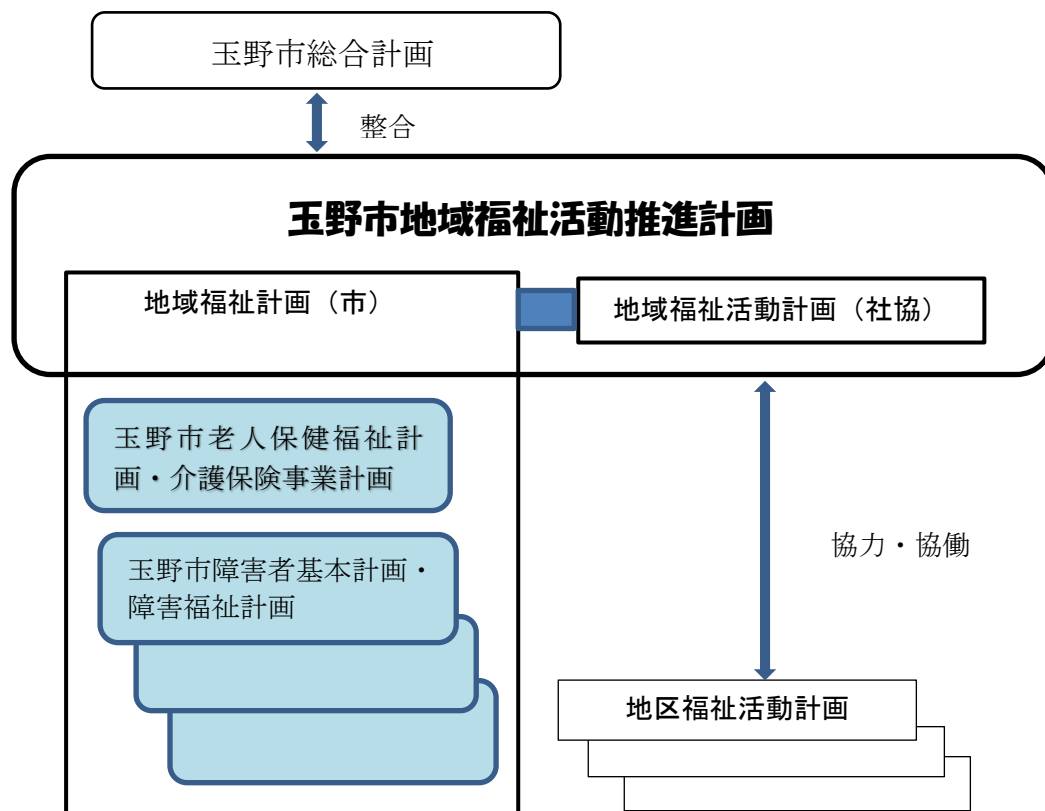
★基本理念

みんなで担い 地域でつながり支え合うまち 玉野

★計画の位置づけ

玉野市地域福祉活動推進計画(第2期)は、地域福祉に係る国の考え方や県の方針等を踏まえつつ、玉野市の上位計画である「玉野市総合計画」をはじめ、分野別福祉計画との連携・調整など、関連する他の部門計画との整合に配慮するものです。

期間は令和4年度から令和8年度までの5か年計画です。



★基本目標

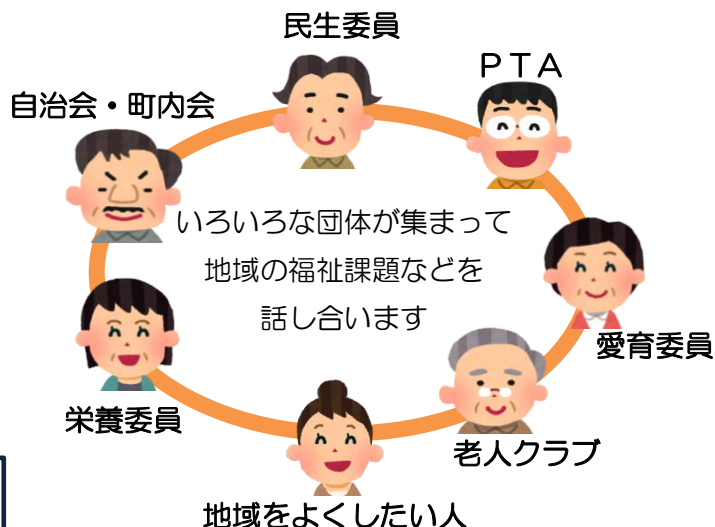
- 【基本目標1】ともに支え合う意識づくり
- 【基本目標2】地域福祉のネットワークと担い手づくり
- 【基本目標3】福祉サービスを利用しやすい環境づくり
- 【基本目標4】誰もが暮らしやすい福祉のまちづくり



※計画の具体的な内容は、ホームページでご覧いただけます。

地区社会福祉協議会（以下「地区社協」）は、「自分たちの地域は自分たちで良くしていこう」という理念から組織され、地域の福祉課題について地域住民同士が協働し解決を目指す組織です。

住民を主なメンバーとした
地域を良くするための組織



地区社協の補助金について

- ・「赤い羽根」地区社協設置促進事業助成金 10万円
- ・「社協会費」地区社会福祉協議会助成金
 - ①一律助成金 10万円（設立年度のみ）
5万円（設立の翌年度から）
 - ②当該地区の前年度社協会費実績額の30%相当額
 - ※②の助成金については、活動内容によって加算あり。
 - 1. 地区福祉活動計画を策定し活動を行う場合 20%相当額加算
 - 2. 市社協会員制度の集金業務を受託した場合 30%相当額加算
 - ※上記1、2の両方を行う場合 40%相当額加算

令和4年3月時点、市内5地区に設置

荘内地区
令和元年8月設立
・ボランティアセンター

玉原地区：
平成29年9月設立
・ボランティアセンター
・カフェ（ランチや健康相談）

日比・渋川地区：
令和元年6月設立
・ボランティアセンター
・カフェ



東児地区：
平成23年5月設立
・地区勉強会
・ふれあいフェスティバル

和田地区：
平成23年6月設立
・ボランティアセンター
・サロン（百歳体操と茶話会）

ボランティア登録すると

- ◎ボランティア活動に参加できる機会を提供します。
- ◎ボランティアに関する研修のご案内をします。
- ◎登録者、団体間の交流を図ります。
- ◎その他、さまざまな福祉に関する情報をお知らせします。

★ボランティア活動

- ・グループ活動（下記一覧表参照）
- ・地域のボランティア活動
- ・災害ボランティア活動
- ・個人活動（自分の空いている時間を利用して活動）



★ボランティア講習、研修

- ・夏のボランティア体験
- ・福祉体験教室（車いす体験教室、アイマスク体験、視覚障害者体験、高齢者疑似体験教室、認知症キッズサポーター養成講座、手話体験）

★ボランティア連絡協議会

- ・会長 玉野傾聴ボランティア パレット
- ・副会長 さわやかコーラス、玉野地区更生保護女性会
- ・事務局 玉野市社会福祉協議会 総合福祉課

（ボランティアグループ）

1	玉野朗読奉仕の会	10	奥玉みんなの会
2	玉野地区BBS会	11	たまの要約筆記サークル
3	玉野手話サークル	12	人形劇サークル パペット
4	玉野奇術クラブ	13	さわやかコーラス
5	玉野市レクリエーション協会	14	玉野地区更生保護女性会
6	昔こっぷり	15	玉野傾聴ボランティア パレット
7	玉野おもちゃの病院	16	聞き書きボランティア スマイル
8	病院ボランティア たんぽぽの会	17	缶フラワー
9	子育て研究会「ほっとポケット」		



災害発生時、迅速に対応できるように、平常時から災害に備える活動を行います。

◆平常時体制（災害が発生していないとき）◆

災害に備える活動を行います。（以下、活動例）

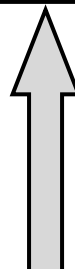
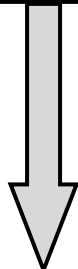
- ①運営マニュアルの整備とマニュアルに基づく訓練の実施
- ②活動に協力いただく団体とのネットワークづくりや情報交換
- ③活動に使う道具の整備や災害ボランティアの募集・育成
- ④災害ボランティアセンターを市民に広く知ってもらうための広報活動

設置場所：玉野市社会福祉協議会

玉野市田井 5-22-1 （玉野総合福祉センター）

TEL. 31-5601 FAX. 31-5638

大規模災害発生
災害時体制へ移行



被災者からの要請等を
考慮しながら
平常時体制へ移行

◆災害時体制（災害が発生したとき）◆

被災者の日常生活への復旧を支援する活動を行います。（以下、活動例）

- ①被災状況の把握や支援が必要な世帯の調査
- ②市内外へのボランティアの募集
- ③支援をしてほしい世帯や避難所等にボランティアを紹介
例：土砂撤去、畳あげ、床板はがし、ゴミ片付け
炊き出し、話し相手や傾聴、レクリエーション 等

設置場所：玉野市社会福祉協議会 ※被害の状況により変更あり

玉野市田井 5-22-1 （玉野総合福祉センター）

TEL. 31-5601 FAX. 31-5638



我が国の共同募金運動は、法律に定められた唯一の募金運動で、毎年全国一斉に行われています。赤い羽根共同募金運動は、地域福祉の推進を目的とし、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていけることを目指しています。

【募金活動の種類】

- ・ 戸別募金 … 地域の各家庭を訪問して協力を呼びかける募金。
- ・ 法人募金 … 企業を訪問して協力を依頼する募金。
- ・ 職域募金 … 企業の従業員の方に職場での協力を依頼する募金。
- ・ 街頭募金 … 街角や人の集まる場所で協力を呼びかける募金。
- ・ 学校募金 … 学校において児童・生徒に協力を呼びかける募金。
- ・ イベント募金 … イベントを企画して協力を呼びかける募金。
- ・ 募金箱設置 … 市内の協力施設に募金箱を設置させていただき、施設利用者に協力していただく募金。



玉野市内で集められた寄附金は、一度岡山県共同募金会へ送金し、県共同募金会から福祉に関する活動や、県内で活動している福祉施設等に配分されています。

生活支援体制整備事業

玉野市田井 5-22-1
TEL. 31-5601 FAX. 31-5638

地域住民が安心して豊かな在宅生活を送るため、ゴミ出しや買い物などのちょっとした困りごとを、住民どうしの助け合いで支援する仕組みづくりや、気軽に住民どうしが交流できる居場所づくりなどを進めます。

《事業の内容》

- 市内の民間サービスや住民活動などの情報収集
- 住民の困りごと、やってみたい活動などの把握
- 地域をより良くするための話し合いの場の設置
- フォーラムを開催するなど地域住民の意識啓発
- 助け合い活動や居場所を運営する担い手の育成
- 上記の取り組みを推進するための専門職の配置



高齢者ふれあい・いきいきサロン

あなたの地域で「サロン」をはじめませんか？

サロンとはひとり暮らしや家の中で過ごしがちな高齢者等と近隣の方々との「仲間づくりの場」です。

●「サロン」ってどんなところ？

- 1. 地域交流の場 … 歩いていける地域の居場所
- 2. 住民(参加者)が主役 … お客様はいません
- 3. 出入り自由 … 気軽さが身上です
- 4. アイデア勝負 … やりたいことをしましょう



●「サロン」活動が広がっています！

- 1. 目的はさまざま
- 2. つくり方はさまざま … 地域性を生かしたつくり方
- 3. 回数も場所もさまざま … それぞれのサロンで決めましょう

●「サロン」の効果

- 1. つながりづくり … ご近所さんを増やしましょう
- 2. 心と身体の健康維持 … 社会とつながりましょう
- 3. 情報の共有 … 知りたいことがわかります

★お問い合わせ

総合福祉課
玉野市田井 5-22-1
(玉野総合福祉センター)
TEL. 31-5601

地域包括支援センター
(いきいきセンター)
玉野市宇野 1-8-8
TEL. 33-6600



貸付事業

玉野市田井 5-22-1
TEL. 31-5601 FAX. 31-5638

低所得世帯で緊急的かつ、一時的に生計の維持が困難となった世帯に対して、生活資金の貸付をしています。

- ・ 福祉資金 … 最大4万円（保証人が必要です）
玉野市が行う、緊急援護資金貸付制度による貸付けを受け、生活資金に不足が生じる場合に貸付けを行います。
- ・ 緊急援護 … 最大5千円（保証人は不要です）
保証人を立てることができない世帯で、数日後には一定の収入が見込める世帯に対して、数日分の生活費として貸付を行います。

◎生活福祉資金について … 岡山県社会福祉協議会が実施する貸付で、窓口の対応等を行います。

介護に関すること、法的な助言、財産の問題や手続きに関すること、土地に関する困りごと、会社でのハラスメント等の困りごとなど、専門家による様々な相談窓口です。

★相談内容一覧

名 称	内 容	開催日時	相談員
介護相談	介護に関する相談	平日 午前 8 時 30 分 ～午後 4 時 30 分	社会福祉士 介護福祉士 介護支援専門員
弁護士相談 (要予約)	法律・財産の問題に関する全ての相談 ※税金、特許、登記に関する問題は除く	毎月 1 回 午前 10 時 ～午後 3 時 (一人 30 分以内)	弁護士
相続・境界等 財産の手続相談 (要予約)	財産や土地・家屋等の手続方法に関する相談 ※税金に関する問題は除く	毎月 1 回 午後 1 時 30 分 ～午後 3 時 30 分 (一人 30 分以内)	司法書士 土地家屋調査士
労務相談 (要予約)	会社でのハラスメント、就業規則、雇用契約、賃金に関するトラブル等の相談 ※個人労働者に限る	年度内 4 回 午前 10 時～正午 (一人 60 分以内)	社会保険労務士

※詳細な日程は、社協だより等でご確認ください。

※“わがまち福祉相談会”は 19 ページを参照してください。

移送サービス

玉野市田井 5-22-1
TEL. 31-5601 FAX. 31-5638

病院への通院や入退院の際に、公共交通機関を利用することが困難な人の移動をお手伝いします。車の運転は社会福祉協議会職員が行います。

★利用対象者 … 玉野市にお住まいで、寝たきりや歩行困難な身体状況のため、車いす又はストレッチャーを必要とする市民税非課税世帯の人。(ご利用の際、安全確保のため付添い人の同乗が必須となります。)

※原則として、社協会員もしくはその家族

★利用目的 … 自宅から病院への通院、入退院

★利用範囲 … 玉野市内の病院または社協を起点として 20 km 範囲内の病院

★利用回数 … 1 ヶ月に 2 回まで

★利用料金 … 無料



福祉車両貸出

玉野市田井 5-22-1
TEL. 31-5601 FAX. 31-5638

公共交通機関を利用することが困難な人の移動手段を確保するため、車両の貸出を行っています。

★利用対象者 … 玉野市にお住まいで、介護を要する高齢者、障害者及びその家族等。
または、玉野市に拠点を持つ福祉団体、ボランティア団体、福祉施設等。

※原則として、社協会員もしくはその家族

★貸出車両 … マイクロバス 1台

リフト付車両 1台（車いすの乗車が可能）

※貸出用途等、制限がありますので、詳細については申請時に必ずご確認ください。

★利用料金 … マイクロバス 10,000円（別途、燃料補填が必要）

その他の車両 無料（ただし、燃料補填が必要）



福祉用具貸出（貸出・リサイクル）

玉野市田井 5-22-1
TEL. 31-5601 FAX. 31-5638

在宅介護の軽減を目的に、要介護高齢者や障害者等へ福祉用具の貸出をしています。
また、子育て支援を目的にチャイルドシート等の貸出も行っています。

★貸出用具 … 車いす、介護ベッド^(※1)

ベビーベッド^(※2)、チャイルドシート^{(※1)(※2)}

★利用料 … 無料（ただし※1の用具については消毒料が必要です）

★貸出期間 … 最長1年（申請により延長も可）

（※2の用具は市民税の課税状況により最長貸出期間が異なります。）

★貸出対象者 … 玉野市にお住まいで、福祉用具の貸出が必要な人

※原則として、社協会員もしくはその家族

消毒料（令和4年4月1日現在）

介護ベッド 8,500円

チャイルドシート 1,650円

日常生活自立支援事業

法人後見（成年後見制度）

玉野市田井 5-22-1
TEL. 31-5601 FAX. 31-5638

認知症の高齢者、知的・精神障害者など、判断能力が不十分な人の福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理・財産管理等を行い、在宅生活を支援します。

★日常生活自立支援事業

判断能力に不安があっても、「福祉サービスの利用援助」や「日常的な金銭管理」等の支援があれば、在宅で生活を送ることができる人を支援する事業です。

★法人後見（成年後見制度）

判断能力が不十分となった人が、財産管理や契約等で不利益を被らないよう、法律面や生活面を支援する成年後見制度において、玉野市社会福祉協議会が法人として後見人等になり、支援する事業です。

	日常生活自立支援事業	法人後見（成年後見制度）
対象者	在宅生活者で、判断能力に不安がある人（契約ができる程度）	認知症、知的・精神障害等で、判断能力が不十分な人
職務の範囲	福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理、通帳・印鑑等の預かり	財産の管理契約等に関する法律行為及び身上監護
利用時の費用	★福祉サービス利用援助・日常的な金銭管理サービス * 1時間までは1,100円 （1時間を超える場合、30分ごとに550円加算） * 上記に加えて支援員の交通費実費負担が必要。生活保護世帯は、料金及び支援員の交通費実費負担は無料。 ★書類等の預かりサービス * 年間5,000円	本人の資産状況等により家庭裁判所が決定
監督機関	岡山県社会福祉協議会	家庭裁判所または後見監督人等



保護者が働いている家庭の子どもや、家族の疾病などの理由で、日中保護者のいない家庭の小学校の児童を育成・指導します。

★開所日 … 月～金曜日、第1土曜日（祝日、お盆、年末年始は休み）

★利用時間 … 通常時期：授業終了後～午後5時
冬季時期：授業終了後～午後4時30分（11月中旬～1月下旬）
夏、春休み：午前8時（試行）～午後5時
冬休み：午前8時（試行）～午後4時30分
※いずれも延長は午後6時まで。

★延長保育 … 保護者の申請により、午後6時まで実施しています。
※ただし、保護者の迎えが必要になります。

★土曜保育 … わんぱくクラブ（玉原）、はとクラブ（荘内）の2か所で実施しています。
※玉原、荘内学区以外の児童も利用可能です。

★子供たちの生活

午後1:00	2:00	3:30	4:00	4:40	5:00	6:00
諸準備	宿題 好きな遊び	おやつ 片付け	好きな 遊び	片付け 帰りの会	帰宅 延長	

★利用料

・保護者負担金 … 保護者の総所得税額で決定します（下記参照）

合計所得	月額負担金	その他
前年度分の市町村民税非課税世帯	2,700円	2人目からは1/2
前年度分の市町村民税所得割課税額18万円未満	4,300円	
前年度分の市町村民税所得割課税額18万円以上	6,500円	

- ・おやつ代、育成会費（教材、消耗品費等） … 1,500円程度／月
- ・春休み、冬休み保育（春期、冬期保育負担金） … 各500円
- ・夏休み保育（夏期保育負担金） … 1,500円
- ・延長保育（午後5時～6時） … 500円／月
- ・土曜保育 … 2,000円／月＋おやつ代200円／月

★各クラブ一覧

クラブ名	（小学校）	電話番号	住所
どろんこ1	（田井）	31-8193	田井3-4-1
どろんこ2	（田井）	32-2901	田井3-4-1
ぺんぎん	（築港）	21-3778	築港3-15-1
のびっこ	（宇野）	32-5044	宇野2-23-1
つばさ	（玉）	31-2048	玉6-20-22
わんぱく	（玉原）	31-8198	玉原2-22-1
にこにこ	（日比）	81-0086	御崎1-1-1
ひまわり	（二日比）	81-1388	明神町1-1
ほし	（山田）	41-2445	山田422
ともだち	（後閑）	41-2234	後閑1487-2
はと1	（荘内）	71-2938	木目555
はと2	（荘内）	71-2940	木目555
はと3	（荘内）	71-6385	木目555
はと4	（荘内）	71-1666	木目558-1
たんぽぽ	（八浜）	51-3203	八浜町波知29
はっする	（大崎）	51-3577	東七区3-3
いるか	（胸上）	41-2338	梶岡639
なかよし	（鉾立）	66-5336	北方1274



児童の健全育成を目的とし、遊びを提供するとともに、親子で交流できる環境づくりを行います。

★開所日時 … 火～日曜日（祝日、年末年始は休館）

午前9時～午後5時

※行事等により臨時に休館することがありますので、ホームページ、広報たまの等でご確認ください。

★利用方法 … 小学校就学前のお子さんは、保護者と一緒にご利用ください。

団体利用の場合は、事前に申し込みが必要です。

★事業内容 … 児童の健全育成を図るための遊びの提供。

各種団体との連携、協力。

親子のふれあいを目的とした行事。



子育てファミリー・サポート・センター

玉野市玉 2-3-1（児童館内）
TEL. 32-3778 FAX. 32-3779

会員相互の子育てに関する援助活動を実施することにより、地域における子育て支援の環境づくりを行います。

★開所日時 … 火～日曜日（祝日、年末年始は休館）

午前9時～午後5時

★会員

- ・提供会員 … 子育ての援助を行う人。
- ・依頼会員 … 子育ての援助を受けたい人。
- ・両方会員 … 子育ての援助を行う人かつ援助を受けたい人。



★援助内容 …

- ・保育施設への送迎および迎え後の預かり。
- ・学童保育終了後の預かり。
- ・冠婚葬祭、学校行事、その他外出等の際の子どもの預かり。

※その他、援助内容についてはご相談ください。

★援助報酬基準（子ども1人／1時間あたり）

- | | |
|-------------------------------|--------|
| ・基本時間帯 … 月～金曜日の午前7時～午後7時 | 600円／時 |
| ・基本時間帯外 … 月～金曜日の午前7時以前・午後7時以降 | 800円／時 |
| 土・日曜日、祝日、軽度の病児（終日） | 800円／時 |

※講習会を行っています。詳しくはホームページ、広報たまの等をご覧ください。

在宅の知的障害者で、作業能力はあるが雇用されることが困難な人を対象に、作業指導及び生活訓練を行うことにより、地域福祉に根差した自立を促進します。

★基準 … 市内に住む 18 歳以上の知的障害者で、療育手帳を有し、作業が可能な人

★指導内容 … ①規則正しい生活習慣と集団活動をとおして、社会性、協調性を養う
②適正、能力に応じた作業をとおして、就労の基本的態度と働く喜びを身につける

③職業に必要な知識、技術の訓練を行う

★開所日時 … 月～金曜日（祝日、年末年始は休み） 午前 9 時～午後 4 時

★作業内容 … ①施設清掃

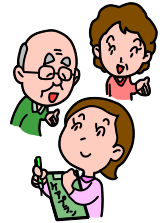
②資源回収

③その他（箸の袋詰め、さをり織、椎茸・木耳軸切り 他）



介護保険の認定を受けた在宅の要介護者等が、健全な日常生活を営むために必要な保健、医療、介護、福祉サービスを適切に利用できるよう、ケアプランを作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう、事業者との調整を行います。

★開所日時 … 月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
(時間外及び休日は留守番電話にて対応)
※介護相談もお受けしていますのでお気軽に
お問い合わせください。



玉野ホームヘルプ ステーション社協

玉野市田井 5-22-1
TEL. 31-7723 FAX. 32-4499

在宅の要介護者、要支援者等が健全な日常生活を送ることができるように、身体介護及び生活援助に関するサービスを提供します。

★提供日時 … 月～土曜日 午前7時～午後7時
※年末年始は休み（休業日の利用は応相談）

★サービス内容 … <身体介護>

排泄介助、食事介助、入浴介助、身体の清拭・洗髪、衣服着脱介助、体位変換、通院等介助、その他

<生活援助>

調理、洗濯・衣服整理、住居清掃・整理整頓、買い物、薬の受け取り、その他

★事業内容 … ・介護保険事業（訪問介護、介護予防・日常生活支援総合事業）
・障害者自立支援事業（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、移動支援）
・産褥期ヘルパー

●産前産後ヘルパー派遣事業（ママヘルプサービス）

育児、家事等の支援を必要とする妊産婦の母親に対してホームヘルパーを派遣し、支援を行うことで妊産婦の母親の精神的・肉体的負担を軽減します。

★利用対象者 … 昼間に介助者がいない妊産婦の母親

★利用回数 … 妊産婦及び乳児の退院後1年間、20回以内（1日4時間）

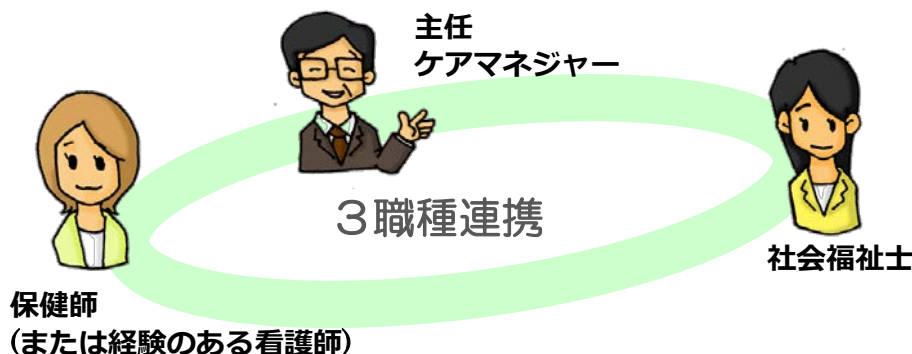
★利用料 … 1時間500円（非課税世帯の減免制度あり）



◇高齢者の身近な相談窓口◇

いつまでも住み慣れた地域で安心して暮らすため、保健・介護・福祉の3分野の専門職が連携して、市や地域住民、医療機関、介護サービス事業者、ボランティアなどと協力しながら、地域の高齢者のさまざまな相談に対応します。

★開所日時 … 月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
(時間外及び休日は留守番電話にて対応)



自立した生活ができるよう 介護予防をすすめます

要支援1・2と認定された方や、介護が必要となるおそれがある方への支援を行います。(介護予防ケアプランの作成など)。

住み慣れた地域での安心 した暮らしを支えます

地域のケアマネジャーへの指導・支援など、地域の様々な機関・専門家と連携・協力できる体制づくりに取り組みます。

高齢者のみなさんの 権利を守ります

消費者被害の未然防止や成年後見制度の利用支援、虐待の早期発見・対応などに取り組みます。

◇いきいき百歳体操◇

いつまでも健康でいきいきと暮らしていただくため、身近な場所で気楽にできる「いきいき百歳体操」をおすすめしています。誰もがムリなく続けられる体操で、効果も実感できます！

体を動かし
脳を活性化!
認知症を予防しよう

みんなで一緒に
集まって仲間づくり

筋力アップで
転ばない体づくり!



どんな体操?

- ◆ゆっくりと手足を動かす筋力運動で、30分程度の体操です。
- ◆初回、3ヵ月、1年後に体力測定を行うので効果が数値で実感できます。
- ◆初回から3回は職員と一緒にいき、その後はそれぞれの会場で行っていただきます。
- ◆体力測定などの際には職員が伺います。

まずは体験してみませんか?

- ★対象：概ね65歳以上
会場に集まれる方
- ★場所：コミュニティハウスや公民館など
- ★人数：5人以上のグループ
- ★料金：無料

◇いきいき健康ウォーク◇

- 介護予防のために主に筋力を鍛える「いきいき百歳体操」と、心肺機能を高め、認知症を予防できる「いきいき健康ウォーク」をおすすめしています。



**マス目を塗って
玉野一周を目指そう！**

3人以上でグループをつくり、週に1回30分以上、お住まいの地域を歩きます。

1回の歩行につき、地図のマス目を1つ塗ります。なお、マス目を塗ることができるのは1週間に1回だけです。

- ★対象：概ね65歳以上
医師から運動制限を受けていない方
- ★人数：3人以上のグループ
- ★料金：無料

はじめ方

- ①地域包括支援センターまたは、玉野市社会福祉協議会へお申し込みください。
- ②地図を受け取り、説明を受けます。
- ③安全なコースをみなさんと決めて歩きます。
- ④全部のマス目を塗り終えたらご連絡ください。

◇認知症サポーター養成講座◇

- 認知症サポーターとは「なにか」特別なことをする人ではありません。
認知症について正しく理解し、偏見を持たず、認知症の人や家族を温かく見守り、できる範囲で手助けをする「応援者」です。
- 地域包括支援センター(いきいきセンター)では、認知症サポーター養成講座を行っています。

★対象 認知症を正しく理解し、応援しようと思う方なら誰でも可！
(年齢は問いませんが、概ね5人以上でお願いします。)

★内容

- ・認知症の基礎知識
- ・認知症の方やその家族への関わり方
- ・認知症の予防 など

★時間 90分

★料金 無料



◇いきいきお役立ち講座◇

住み慣れた地域でいつまでも元気に暮らせる地域づくりを目指して、地域の皆さまに役に立つ情報を出前講座でお伝えしています。

★講座メニュー

テーマ	講 座 名
介護予防シリーズ	いきいきと健やかに暮らす
	認知症に強い脳をつくろう！
	「ふれあい・いきいきサロン」をつくろう！
	バランスよく食べて健 ^{けんこう} 口に！
	元気で！住 ^す まいる講座
	レッツ！脳トレ
	おでかけ上手は健康上手
	みんなでつ・な・が・るミニゲーム (社会福祉協議会から講師派遣)
権利を守る	悪徳商法に気をつけよう！
	成年後見制度ってなあに？ (市成年後見支援センターから講師派遣)
	預けて安心自筆証書遺言保管制度 (岡山地方法務局から講師派遣)
保険と医療	介護保険制度を知ろう！
	脳卒中を予防しよう！
	お薬のはなし (玉野市薬剤師会から講師派遣)

★対 象：玉野市内在住の方（おおむね10人以上）

★会 場：身近な公民館、集会所等

★料 金：無料

★開催時間：原則として平日の午前9時から午後4時までの間で約1時間程度

地域の皆さんの身近な場所で、民生委員と地域包括支援センター職員が、相談をお受けしたり、ご自宅を訪問します。福祉に関する困りごとを早めに相談いただき、早期に対応することにより、地域の皆さんの安心・安全な暮らしを目指します。

★開催日 … 地区民生委員会単位で毎月 1 回程度

※詳しい日時は地域包括支援センターのホームページを
ご覧いただくか、同センターまでお問い合わせください。

★開催場所 … 市民センター・公民館など

★対象者 … 地域の皆さんどなたでも

※日常の困りごとなど(高齢者のことにかかわらず)お気軽にご相談
ください。

★実施主体 … 玉野市民生委員児童委員協議会

地域包括支援センター（いきいきセンター）



介護認定を受けていない65歳以上の人に対して自立生活支援、社会的孤立感の解消、介護予防を図ることを目的とした憩いの場です。社協は4ヶ所で実施しています。

* 令和5年3月31日事業廃止予定

★しおさい

住所：玉野市山田3218-5（柏葉会憩いの家）

電話：070-2369-7839（午前9時～午後4時30分）

★みなと

住所：玉野市築港2-20-20（築港老人憩いの家）

電話：090-3177-4601（午前9時～午後4時30分）

★しらすな

住所：玉野市玉6-8-4（旧玉授産所）

電話：090-5378-3244（午前9時～午後4時30分）

★ティエラ

住所：玉野市田井5-22-1（玉野総合福祉センター）

電話：070-2369-7847（午前9時～午後4時30分）

★対象者 … ①65歳以上の在宅の人（玉野市に住んでいる人）

②介護保険の要介護認定を受けていない人、もしくは自立と認定された人（利用中に介護保険の要介護認定を受けた人は、申請した時点で利用できなくなります。）

★開所日時、活動内容

主な活動	しおさい	みなと	しらすな	ティエラ
パソコン活動	月・木・金	火・水・金	月・火・水	月・火・木・金
レクリエーション活動	水	木	金	

※活動時間はいずれも午前10時～午後3時頃まで。

※1週間に1回利用することができます。

※祝日、年末年始は休み。

★一日の過ごし方

午前 10:00		午後 0:00		1:00	2:30	3:00	
健康 チェック	軽い 体操	活動	昼食	活動	片付け	軽い 体操	帰宅

・健康チェック 電子血圧計、電子体温計、体脂肪体重計を使って各自で確認し、記入します。

・軽い体操 「いきいき百歳体操」や「365歩のマーチ」などの軽い運動をします。

・昼食 各ミニデイサロンで用意した弁当をみなさんで一緒に食べます。

・活動 活動内容は、指導員と利用者の方とみなさんと話し合いをしながら組み立てます。

★利用料 … 600円／日

（200円＋400円（昼食代））

※その他、活動内容により実費をいただく場合があります。



「健康づくり」や「趣味活動」など、生きがいづくりのデイサービスを行っています。
* 令和4年度は新型コロナウイルスの感染拡大防止のため当面の間休止します。

★開催日時 … 偶数月(日曜日) 午前9時15分頃～午後2時15分頃

★開催場所 … すこやかセンター等

★活動内容 … レクリエーション、料理教室、創作活動、一日旅行、健康体操等

★対象者 … ①65歳以上の在宅の人(玉野市に住んでいる人)

②介護保険の要介護認定を受けていない人、もしくは自立と認定された人(利用中に介護保険の要介護認定を受けた人は、申請した時点で利用ができなくなります)

※生きがいデイサービスを利用している人も参加可能

※シーバス、シータクでの参加を促進

★一日の過ごし方(例)

午前9:15頃

午後0:00

1:00頃

2:15頃

受付 健康チェック 脳トレ	百歳体操 活動	昼食	レクリエーション	片付け 連絡等	帰宅
---------------------	------------	----	----------	------------	----

- ・健康チェック 電子血圧計を使って各自で確認し、チェック表に記入します。
- ・いきいき百歳体操 元気な百歳を目指す筋力づくり運動を行います。
- ・昼食 弁当や料理教室でつくったものをみなさんで一緒に食べます。

★利用料 … 600円/回(200円+400円(昼食代))

※その他、活動内容により実費をいただく場合があります。

※開催場所・時間・利用料は活動内容により変わります。



高齢者、心身障害者の方々が気楽にくつろぐ場として、また、機能回復訓練や研修の場として利用できます。 * 令和4年度内閉館予定。

★開館日 … 月～金曜日（祝日、年末年始は休館）

※臨時休館することがありますので、社協だより等でご確認ください。

★施設の案内

1 階	2 階	3 階
社会福祉協議会事務局	浴室(男性及び女性)	老人クラブ連合会事務局
相談室	サンルーム	玉野地区保護司会事務局
リハビリ室	娯楽室	玉野地区更生保護施設センター
談話ロビー	娯楽室兼和室	会議室
ヘルパ-室・居宅介護支援事業所	大広間	

★施設利用について

場所	時間	備考
浴室(2 階)	正午～午後2時30分	水曜日は利用できません。
大広間(2 階)	午前9時～午後4時30分	水曜日は団体の貸し切りの場合があります。
娯楽室 娯楽室兼和室(2 階)	午前9時～午後4時30分	
リハビリ室(1 階)	午前9時～午後4時30分	いきいき百歳体操があります。 ※下記参照

★いきいき百歳体操（1 階リハビリ室で実施）

曜日	時間	内容
月、水、木	午前10時15分～ 10時45分頃 (水曜日は午後1時 30分～2時頃)	ビデオを見ながら体操をします。
火、金		看護師と一緒に体操をします。 時間中、他のリハビリ機器は使用できません。

※百歳体操については、地域包括支援センターのページをご覧ください。

※当日の人数によって、参加できない場合があります。

★利用についてお願い

- ・机、いす等を移動させた場合は元の位置に戻してください。
- ・弁当ガラや空き缶等のゴミは持ち帰ってください。
- ・スリッパをご持参ください。
- ・貴重品や靴は、盗難防止のため袋に入れて持ち歩くか、コインロッカー(使用后返金します)を利用する等、個人で管理してください。
- ・駐車場に限りがありますので、シーバス・シータクを利用されるか、自家用車はできるだけ乗り合わせてお越しください。



玉野市の高齢化の状況

☆地域別の高齢化の状況

令和4年3月31日現在
(高齢者 = 65歳以上の人)

地 区 名	人 口 (人)	高 齢 者 (人)	高 齢 化 率 (%)
田 井	7,360	2,373	32.2
築 港	3,143	1,249	39.7
宇 野	4,310	1,847	42.9
玉	2,113	1,061	50.2
奥 玉	1,451	744	51.3
玉 原	3,005	1,348	44.9
和 田	5,857	2,476	42.3
日 比	1,507	691	45.9
渋 川	616	324	52.6
山 田	2,717	1,050	38.6
八 浜	5,361	1,753	32.7
荘 内	15,326	5,431	35.4
東 児	3,719	1,602	43.1
合 計	56,485	21,949	38.9

案内図

☆玉野市社会福祉協議会（玉野総合福祉センター）

住所：玉野市田井 5-22-1

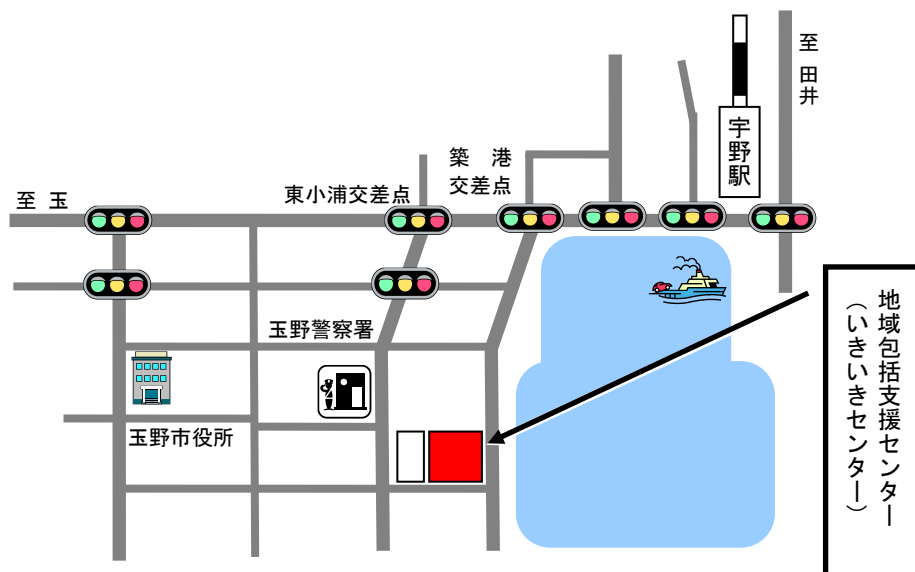
URL：<http://www.tamano-shakyou.or.jp/>



☆地域包括支援センター（愛称：いきいきセンター）

住所：玉野市宇野 1-8-8

URL：<http://www.tamano-shakyou.or.jp/houkatsu/>

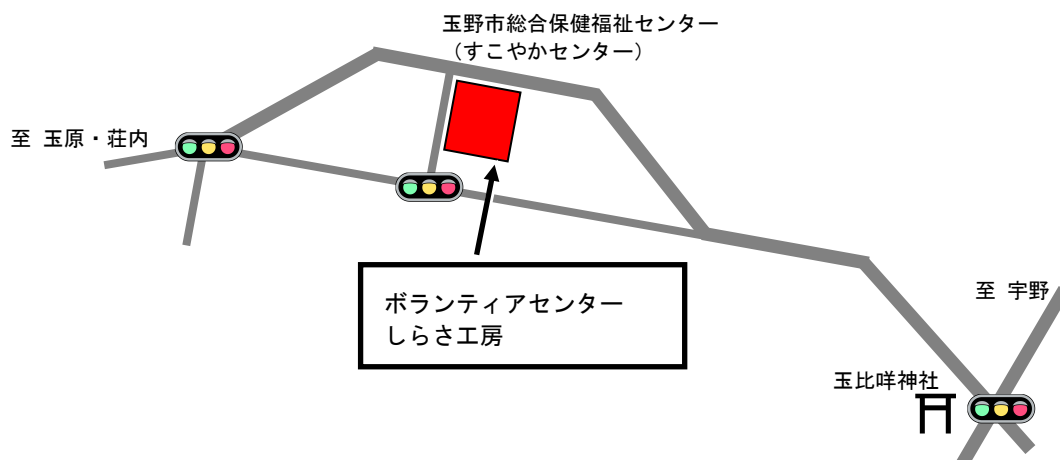


※社会福祉協議会事務局等(田井)と地域包括支援センター(宇野)は、令和4年度内に築港(旧：日の出ふれあい会館(築港 4-25-10))への移転を予定しています。)

☆ボランティアセンター、しらさ工房

住所：玉野市奥玉 1－18－5（すこやかセンター内）

URL： <http://www.tamano-shakyou.or.jp/>

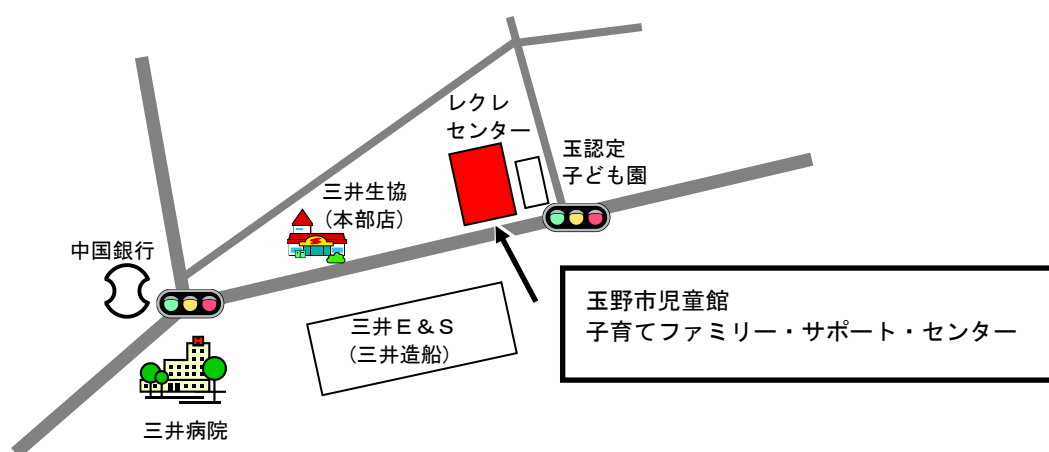


☆玉野市児童館

住所：玉野市玉 2－3－1（レクレセンター内）

URL： <http://www.tamano-shakyou.or.jp/jidoukan/>

URL： <http://www.tamano-shakyou.or.jp/fsc-kosodate/>



日本国内でのボランティア活動中のケガや賠償責任を補償

ボランティア活動保険



保険金額・年間保険料（1名あたり） 団体割引20%適用済／過去の損害率による割増引適用

保険金の種類		プラン	基本プラン	天災・地震補償 プラン	[新設]特定感染症 重点プラン
ケガの 補償	死亡保険金		1,040万円		
	後遺障害保険金		1,040万円(限度額)		
	入院保険金日額		6,500円		
	手術保険金	入院中の手術	65,000円		
		外来の手術	32,500円		
	通院保険金日額		4,000円		
	特定感染症		補償開始日から10日以内は補償対象外 ^(※)		初日から補償
地震・噴火・津波による死傷		×	○	○	
賠償責任 の補償	賠償責任保険金 (対人・対物共通)		5億円(限度額)		
年間保険料			350円	500円	550円

*4月1日付で前年度から継続して契約される場合は初日から補償します。

＜基本プランに加入される方へ＞

基本プランでは、地震・噴火・津波に起因する死傷は補償されません。

◆年度途中でボランティア活動保険に加入する場合には「特定感染症重点プラン」への加入をおすすめします。

例えば、被災地での災害ボランティア活動や当初予定していなかったボランティア活動への参加にあたり、新型コロナウイルス感染症をはじめとした特定感染症への備えとして、特定感染症重点プランに加入いただきますと、より安心してボランティア活動に参加いただけます。

商品パンフレットは
コチラ



(ふくしの保険
ホームページ)

ボランティア行事用保険 (傷害保険、国内旅行傷害保険特約付傷害保険、賠償責任保険)

送迎サービス補償 (傷害保険)

福祉サービス総合補償 (傷害保険、賠償責任保険、約定履行費用保険(オプション))

● このご案内は概要を説明したものです。詳細は、「ボランティア活動保険パンフレット」にてご確認ください。●

団体契約者 社会福祉法人 全国社会福祉協議会

〈引受幹事〉損害保険ジャパン株式会社 医療・福祉開発部 第二課

TEL: 03 (3349) 5137

受付時間: 平日の9:00～17:00 (土日・祝日、年末年始を除きます。)

この保険は、全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約です。

取扱代理店 株式会社 福祉保険サービス

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F

TEL: 03 (3581) 4667

受付時間: 平日の9:30～17:30 (土日・祝日、年末年始を除きます。)